

グループホームめぞん・ぽぷら地域連携推進会議設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（第198条の7）及び厚生労働省が示す「地域連携推進会議の手引き」に基づき、特定非営利活動法人精神障害者の暮らしを支える稚内市民会議（以下、「事業者」という。）が設置・運営するグループホームめぞん・ぽぷら（以下、「事業所」という。）の利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉について知見を有する者並びに市町村の担当者など（以下、「委員」という。）から構成される「地域連携推進会議」（以下、「会議」という。）を設置し、事業所が提供するサービス内容等や事業運営に係る状況を報告すること、事業所の見学会を実施することを通じて、要望、助言等を聞き、次の各号を達成することを目的とする。

- （1）利用者と地域との関係づくり
- （2）地域の人への事業所等や利用者に関する理解の促進
- （3）サービスの透明性・質の確保
- （4）利用者の権利擁護

(組織)

第2条 会議は、委員5名以上で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ1名以上選出し、事業所の管理者が委嘱する。

- （1）利用者
- （2）利用者の家族
- （2）地域住民の代表

3 前項の委員に加え、次の各号に掲げる者から委員を選出し、事業所の管理者が委嘱することができる。

- （1）福祉に知見のある者
- （2）経営に知見のある者
- （3）施設等所在地の市町村担当者等

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(開催)

第3条 会議の開催方法は次の各号のとおりとする。

- （1）会議は、原則として、概ね1年に1回以上開催する。ただし、委員などが必要と認めた場合は、臨時会議を隨時開催するものとする。
- （2）会議は、事業所の管理者が召集する。
- （3）会議の進行は、事業所の管理者が行う。

(議題)

第4条 会議の議題は、次の各号のとおりとする。

- （1）施設等やサービスの透明性・質の確保について
- （2）施設等と地域との連携について
- （3）利用者の権利擁護について
- （4）その他特に必要と認められた事項について

(事業所見学会)

第5条 事業所は、会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、委員を招いた事業所の見学会（以下、「見学会」という。）を開催し、次の各号の目的を達成する。

- (1) 職員・利用者との関係づくり
- (2) 事業所の環境や事業運営の確認
- (3) 職員・利用者とのコミュニケーションを通じた、事業所の環境、利用者・職員の様子などの確認

2 前項の見学会は会議の開催日と同日に実施することができる。

(通知方法等)

第6条 会議開催及び見学会実施の通知方法等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会議開催及び見学会実施の通知は、書面配布、事業所内掲示等により行う。
- (2) 会議開催の通知には、開催日ほか、議事内容、報告事項及びその他意見交換事項を記載する。

(記録の作成及び公表)

第7条 会議の議事については、開催の都度報告事項、評価、要望、助言、出席者の発言等を記録した会議録を作成し、各委員に送付するとともに、事業所内、事業者ホームページにおいて閲覧できるようにする。

2 見学会の記録の作成及び公表は前項を準用する。

(守秘義務)

第8条 守秘義務については、次の通りとする

- (1) 委員は、会議において知り得た利用者及び家族の情報を他に漏らすことをしてはいけない。
- (2) 委員に関する個人情報は、行政監査、障害福祉サービス情報公開等、事業者ホームページ情報公開における氏名等の最小限の情報提供以外は同意無しに公表される事はない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、事業者において処理する。

附 則

- (1) この要綱は、令和7年4月1日から施行する。